

山口県報

平成30年
3月31日
(土曜日)

目次

○条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県条例第三十九号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第四十条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第

二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）を加える。

第五十八条の二中「第七十三条の二十四第四項」を「第七十三条の二十四第五項」に改める。

第六十一条中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改める。

附則第七条の四の二中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第七条の五中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第七条の六第一項中「によつて」を「により」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中

「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「によつて」を「により」に改め、同項の表第六十二条の三第一項第二号の項中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改める。

附則第九条の三の三第一項中「定める改修工事」の下に「(以下この項及び次条第一項において「住宅性能向上改修工事」という。)」を加え、「当該改修工事を」を「当該住宅性能向上改修工事を」に改め、「この項」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三の四 法附則第十一条の四第六項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令で定めるもの(以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。)の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したことを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
 - 二 土地の所在、地番、地目及び地積
 - 三 土地の取得年月日
 - 四 譲渡により土地を取得した者の住所及び氏名
 - 五 譲渡の年月日
 - 六 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - 七 住宅の完成年月日及び取得年月日
 - 八 改修の完了年月日
- 2 法附則第十一条の四第七項において準用する法第七十三条の二十五第一項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に事実を証明するに足る書類を添付して、第五十七条の規定により当該改修工事対象住宅用地の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。
- 一 納税者の住所及び氏名又は名称
 - 二 土地の所在、地番、地目及び地積
 - 三 土地の取得年月日

四 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

五 住宅の完成年月日及び取得年月日

六 改修の完了予定年月日

3 知事は、法附則第十一条の四第七項において準用する法第七十三条の二十五第一項の規定により徴収猶予を受けた不動産取得税について法附則第十一条の四第六項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。この場合において、知事は、緊急の必要がある場合を除くほか、あらかじめその徴収猶予を受けた者の弁明を聴かなければならない。

4 法附則第十一条の四第七項において準用する法第七十三条の二十七第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 土地の所在、地番、地目及び地積

三 土地の取得年月日

四 譲渡により土地を取得した者の住所及び氏名

五 譲渡の年月日

六 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

七 住宅の完成年月日及び取得年月日

八 改修の完了年月日

九 還付を受けるべき金額

5 法附則第十一条の四第七項において準用する法第七十三条の二十七第一項の規定により不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場
合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附則第九条の四の二第二項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項第一号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改め、同条第三
項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第九条の四の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第九条の四の四第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）」を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を「衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）」（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定められるもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第九条の四の四第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定めら

れた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第九条の四の第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第七十条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第九条の四の七第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「又は第五項」を削り、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税について

は、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の条例附則第九条の四の四第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部改正)

5 過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。